

## 住宅融資制度の利用受付中

■都市計画課 ☎922-1896 ☎922-3145

住宅の新築・増改築等や土地、住宅を購入する際に必要な資金を融資します。

■対象物件 建築基準法等の法令に適合する市内の住宅（過去に増改築等を行っていると不適合の場合があります）

■対象者 次の条件をすべて満たす人。

①市内に居住しているか居住する予定がある②20歳以上65歳以下③同一勤務先に2年以上勤務している。自営の場合は同一事業で引き続き3年以上の収入がある④市税等を滞納していない⑤申込者名義で所有権登記できる。

この他に中央労働金庫が定める融資基準があります。

■融資条件 下表のとおり。融資申し込み額が融資可能額を超えた場合、受け付けを中止することがあります。

■融資条件等 (平成29年4月1日現在)

融資金額	融資期間	融資利率	返済方法	担保
有担保	300万円を超え 2000万円以内	30年以内	元利均等 月賦償還 (ボーナス 併用可)	抵当権第1位 ただし、独立行政法人 住宅金融支援機構等の 公的機関の抵当がある 場合は協議する。
	200万円を超え 300万円以内	15年以内		
	200万円以内	10年以内		
無担保 (リフォーム等)	500万円以内	15年以内	変動金利 2.965%	不要

※融資限度額は、有担保の場合2000万円、無担保の場合500万円

## 審議会等の開催日程

市の審議会等を傍聴できます。市内在住の聴覚障がい者で手話通訳を希望する人は会議開催1週間前までに各担当事務局へ連絡を。

■都市計画審議会<都市計画課☎922-1790☎922-3145>…8月1日(火)午後4時15分～市役所第2庁舎第1・2委員会室で定員10人(開会15分前までに会場へ。希望者多数の場合は抽選)

■公契約審議会<契約課☎922-1129☎922-3091>…8月4日(金)午後2時20分～市役所西棟契約課会議室で定員5人(当日先着順)



■草加モノづくりブランド実行委員会事務局(草加商工会議所内) ☎928-8111 ☎928-8125

市内の中小企業や事業者が製造している先進性や独自性のある工業製品を「草加モノづくりブランド」として認定します。認定された商品は、市や草加商工会議所のホームページで紹介するほか、草加モノづくりブランドのロゴマーク使用による認知度の向上や展示会でのPRなど、販路拡大のための様々な支援が受けられます。

■対象製品 市内事業所で製造または企画開発された工業製品(素材または中間材)で、すでに一般に販売されているもの

■応募資格 市内で1年以上継続して事業を営んでいる企業で①～③のいずれかに該当する企業

①市内に本社を有する中小製造業者

②本社が市外であっても、市内に開発部門や製造部門の事業所があり、当該事業所で対象製品を開発または製造している中小製造業者

③中小企業が主たる構成者となって活動している協同組合等の団体、任意グループ

■現況届の受付 8月1日(月)までに草加商工会議所・産業振興課で配布する応募用紙(あっ、そうか.NETホームページからも入手可)に必要書類を添えて〒340-0016中央2-16-10草加商工会議所へ。

## 児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給

■子育て支援課 児童扶養手当☎922-1476☎922-3274  
特別児童扶養手当☎922-1483☎922-3274

既に児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は7月下旬に送付する案内を確認し、期限までに手続きしてください。手続きしないと8月分以降の手当が受給できなくなります。

次の要件に該当し、手当を受けていない人は申請してください。

### ◆児童扶養手当

■対象者 平成28年中の所得が所得制限額未満(表1)で、次の要件のいずれかに該当する子ども(年度末までに18歳になる子どもと、20歳未満で一定の障がいのある子ども)を養育している保護者。

■要件 ①父母の離婚や死亡(生死不明を含む)などにより父または母あるいは父母と生計を同じくしていない

②父または母に一定の障がいがある

③父または母から1年以上遺棄されている

④父または母が法令により1年以上拘禁されている

⑤母が未婚で出生した

⑥父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けている

■表1 児童扶養手当の所得制限額

扶養人数	父、母または養育者		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円

※5人目以降は、扶養1人につき38万円を加算

■表2 児童扶養手当の支給額

児童人数	平成29年4月分		平成29年3月分まで	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
1人	4万2290円	4万2280円～9980円	4万2330円	4万2320円～9990円
2人	9990円を加算	9980円～5000円を加算	1万円を加算	1人につき9990円～5000円を加算
3人以上	1人につき5990円を加算	1人につき5980円～3000円を加算	1人につき6000円を加算	1人につき5990円～3000円を加算

### ◆特別児童扶養手当

■対象者 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者で平成28年中の所得が表3の所得制限額未満の人

■現況届の受付 8月1日(火)～4日(金)、7日(月)、9日(水)午前9時～午後6時(土・日曜日を除く。2日(水)・9日(水)は午後8時まで)に子育て支援課へ。郵送不可。

### ◆特別児童扶養手当

■対象者 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者で平成28年中の所得が表3の所得制限額未満の人

■支給額(月額) 障がいの状態が1級の子ども1人当たり5万1450円、2級の子ども1人当たり3万4270円

■現況届の受付 8月4日(金)～10日(木)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)に子育て支援課へ。郵送可。

■表3 特別児童扶養手当の所得制限額

扶養人数	請求者(本人)	配偶者・扶養義務者
0人	459万6000円	628万7000円
1人	497万6000円	653万6000円
2人	535万6000円	674万9000円
3人	573万6000円	696万2000円